ヤミ金融の被害者にならないために!

ヤミ金融とは、日本において財務局や都道府県に貸金業者としての登録を行っていない業者を示し、出資法の制限を超える高金利で貸付を行う金融業です。 このような業者は、返済や利息の支払いが滞ると本人以外に家族や親せきにまで取立ての電話を入れたり、更に近所の人に迷惑電話を入れたりするなど人権を無視した取立てを行うなど平気で違法行為を行う業者です。

一旦、ヤミ金融業者を利用すると、金利の支払いをするために、違う業者からの借金を繰り返して、結局最後には自己破産してしまう人がいます。

ヤミ金融などからお金を借りて後悔 する前に、ヤミ金融業者を利用しない こと。

そして、次の点をチェックして、利用する業者を慎重に選びましょう。



☆ 登録業者かどうか確認しましょう!

ヤミ金融業者は、自分のホームページに 金業者は営業所内に「貸金業者登録票」及び「貸付条件表」の掲示が義務づけられています。

- ・金融庁ホームページの登録検索サイト参照
- ・財務局ホームページ

☆ 出資法違反の高金利でないか確認しましょう!

出資法に定められている上限金利(年 20%)を超える貸付は出資法違反 となり罰則の対象となります。

☆ その他の注意事項!

- (1) トラブルとなった時の証拠となるため、借入の際には、契約書を必ず受け 取り、保管しましょう。契約書を渡さないような業者からは、借りてはい けません。
- (2) 契約者に署名・捺印する前に金利などの契約内容をよく読んで、不明な内容がある場合はしっかりと説明を求め、納得できない場合はやおかしいと感じた時には、断りましょう。
- (3) 住所、電話番号、銀行の口座番号などの個人情報の取扱いは慎重にしましょう。

☆ 自己管理の徹底を!

近年、安易な借入れによる多重債務者が増加していると言われており、自己破産や借金苦の自殺者も増加しています。

お金を借りるときは、返済可能な範囲で借りることが重要です。



ヤミ金融への対応 Q&A



Q 最近よく「ヤミ金」って聞きますが、何ですか?

A 貸金業を営もうとする場合は、都道府県知事への登録を行わなければなりません。 この登録をせずに貸金業を営む業者を「ヤミ金融」と言います。

Q ヤミ金融の特徴は何ですか。

A 金利が高いということです。出資法び金利規制では、年 20%を超えると罰せられますが、ヤミ金融はこれをはるかに上回る「ドゴ」(10日間で5割、年 1825%)を取っているところもあります。

例えばヤミ金で10万円を借りると金利だけでも180万円を超えてしまいます。

Q その手口や実態はどうなっていますか。

A ヤミ金融は、色々な方法で融資を働きかけてきたり、騙そうとしてきます。

1 090金融

これまでにヤミ金融業者を利用した者等に対して、携帯電話のショートメール等のダイレクトメールを利用して融資の勧誘を行い、銀行口座振込により超高金利で金銭を貸付ける。返済も銀行口座を利用し、支払いが遅れると携帯電話で暴力的な言葉により厳しい取立てを行う。

2 システム金融

複数の金融業者が資金繰りに苦しむ中小企業主等の情報を共有し、FAX 等を利用してダイレクトで融資の勧誘を行い、一見、低利で貸付けるように装い、高金利で貸付ける。支払期日が迫ったところに別の業者が高金利で融資を行う。

3 押貸し

契約もしてないのに、勝手に銀行口座に現金を振り込んできて、融資したと主張し、数日後、法外な高金利の利息などを請求して厳しい取立てを行う。

4 リース金融

融資申込者が所有する自動車や家具等の買取りを行い、購入代という金名目で金銭を貸付ける。この自動車や家具等はリース契約をして、そのまま使用させ、リース料として利息を取立てる。

5 偽装質屋

質屋として営業許可を受けて営業しているものの、実態として無価値な物、 たとえば100円均一で買ったような安価な物を預かり、高い金利で貸し出 す業者のことを言う。 6 ヤミ金を仮装した詐欺

ア 紹介屋

融資申込者に対し、「うちでは貸せないので、他店を紹介する。」等と言って実際には紹介することなく、紹介料だけ騙し取る手口です。

イ 債権譲渡名目による詐欺

ヤミ金利用者リスト掲載者に対して、「未返済金の債権譲渡を受けた。早 急に返済せよ。ここへ連絡せよ。」とショートメールや郵便で送付し、電話 をかけてきた人に、未返済金があるかのように装って現金を騙し取る手口。

Q ヤミ金融の被害にあわないためには、どの様にしたらいいのですか

- A お金を借りる場合、次の点に注意しましょう。
 - 1 電話一本での「即日融資」や極端に金利が低い業者には注意すること。
 - 2 融資を受けるのなら、店舗を構えた業者を選ぶこと。
 - 3 ダイレクトメールによる勧誘は要注意、行政機関が作成したホームページ等 で貸金業登録の有無を確認すること。
 - 4 NTT 電話番号案内で、業者の電話番号が登録されているかを確認すること。
 - 5 契約時に、家族や友人等の勤務先や連絡先を執拗に聞いてくる業者には注意 すること。
 - 6 お金を借りる際に、返済する口座を教えてもらえない業者や個人名義の口座 に返済金を入金する業者には注意すること。
 - 7 ヤミ金融業者から貸付けを受けたことがある場合、貸付けを受けた際に使用 した携帯電話の番号を速やかに変更し、貸付け金を入金してもらった銀行口座 を解約すること。
- Q もし、ヤミ金融業者から融資を受けたしまった場合は、どの様に対応したら良いのですか。
- A 融資を受けた後に、ヤミ金融業者だと分かった場合には、次のように対応しましょう。
 - 1 逃げない

電話による取立てなどから、逃げてはいけません。逃げれば逃げるほど追いかけてきます。そして、取立て範囲も家族、親戚、近隣居住者へと広がっていきます。毅然とした態度で対応することです。

2 隠さない

ヤミ金融業者から融資を受けていることを身内に内緒にしておくと、業者から『〇〇にばらしてもいいのか。』等と脅し文句の材料となってしまいます。家族には全てを打ち明けて、家族ぐるみで対応することが大事です。

3 あきらめない

ヤミ金融事案は、必ず解決できます。あきらめずに粘り強く、毅然とした態度で対応しましょう。

4 相談する

ヤミ金融業者から貸付けを受けてしまった場合は、警察、弁護士などの機関 に相談しましょう。

警察では、24時間、いつでも相談を受け付けています。警察に相談に来る際は、貸付けを受けた状況、返済をした状況を示す振込票、ヤミ金融業者が使用している電話の電話番号が分かる資料等の関係資料を持ってきてください。